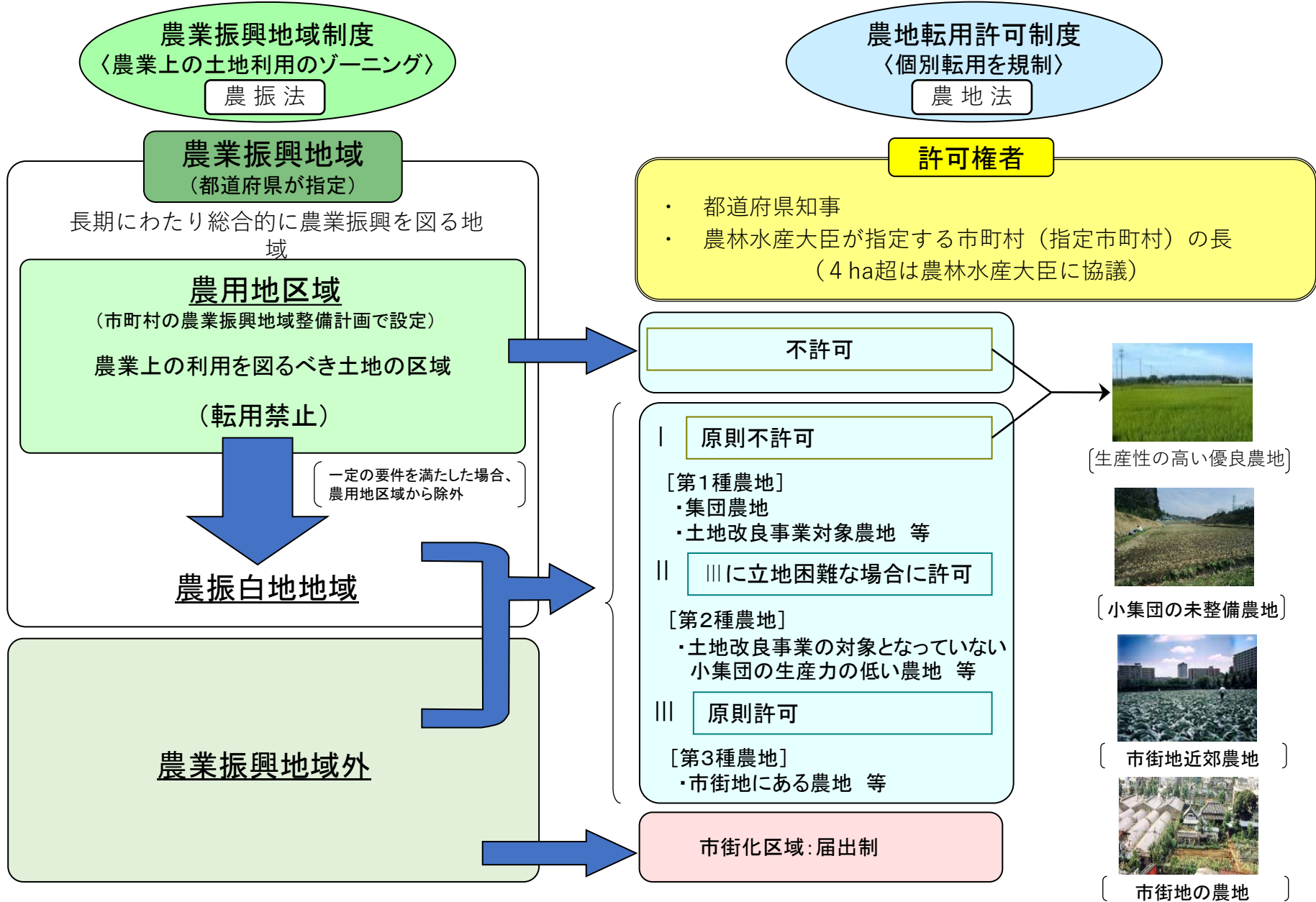




# 農地転用を伴う 太陽光パネルの設置について

令和6年10月  
農林水産省  
農村振興局

# 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



# 農地転用許可手続の概要

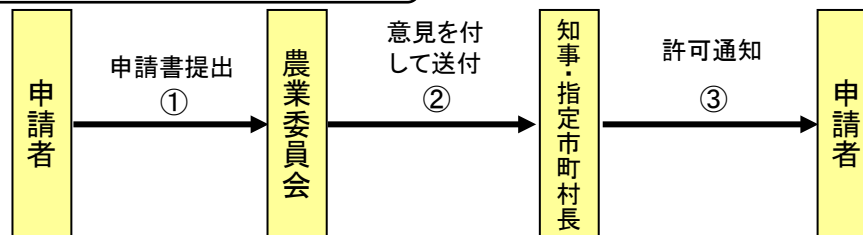
## 農地転用許可制度の概要

○ 農地転用許可制度は、優良農地の確保と計画的土地利用の推進を図るもの

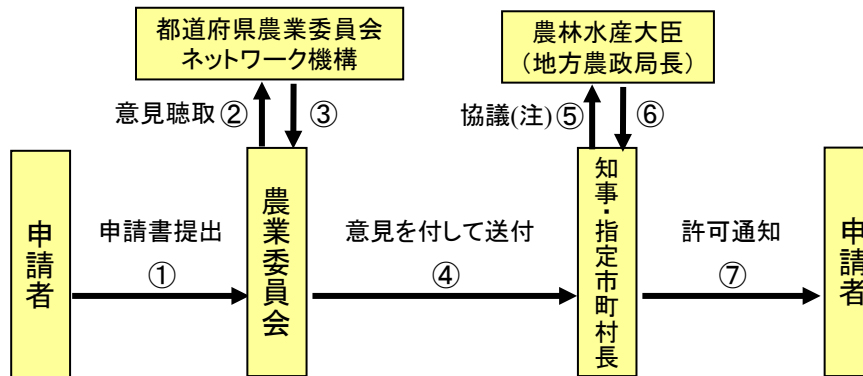
- ・ 農地を転用する場合又は農地を転用するために所有権等の権利を設定若しくは移転する場合には、**都道府県知事**又は**指定市町村**(農林水産大臣が指定)の**長の許可**が必要
- ・ **市街化区域内**の農地を転用する場合には、**農業委員会**に**あらかじめ届出**を行えば**許可不要**
- ・ 許可等を受けないでした権利の設定又は移転は効力を生じない
- ・ 国、都道府県又は指定市町村が転用する場合(学校、病院、社会福祉施設、庁舎及び宿舎に転用する場合を除く。)等は、許可不要。

## 許可等の手続きフロー

### 30アール以下の農地を転用する場合

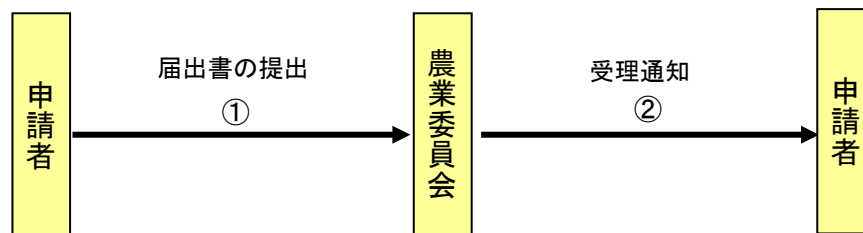


### 30アールを超える農地を転用する場合



(注) 4ヘクタールを超える農地を転用する場合には、農林水産大臣との協議が必要

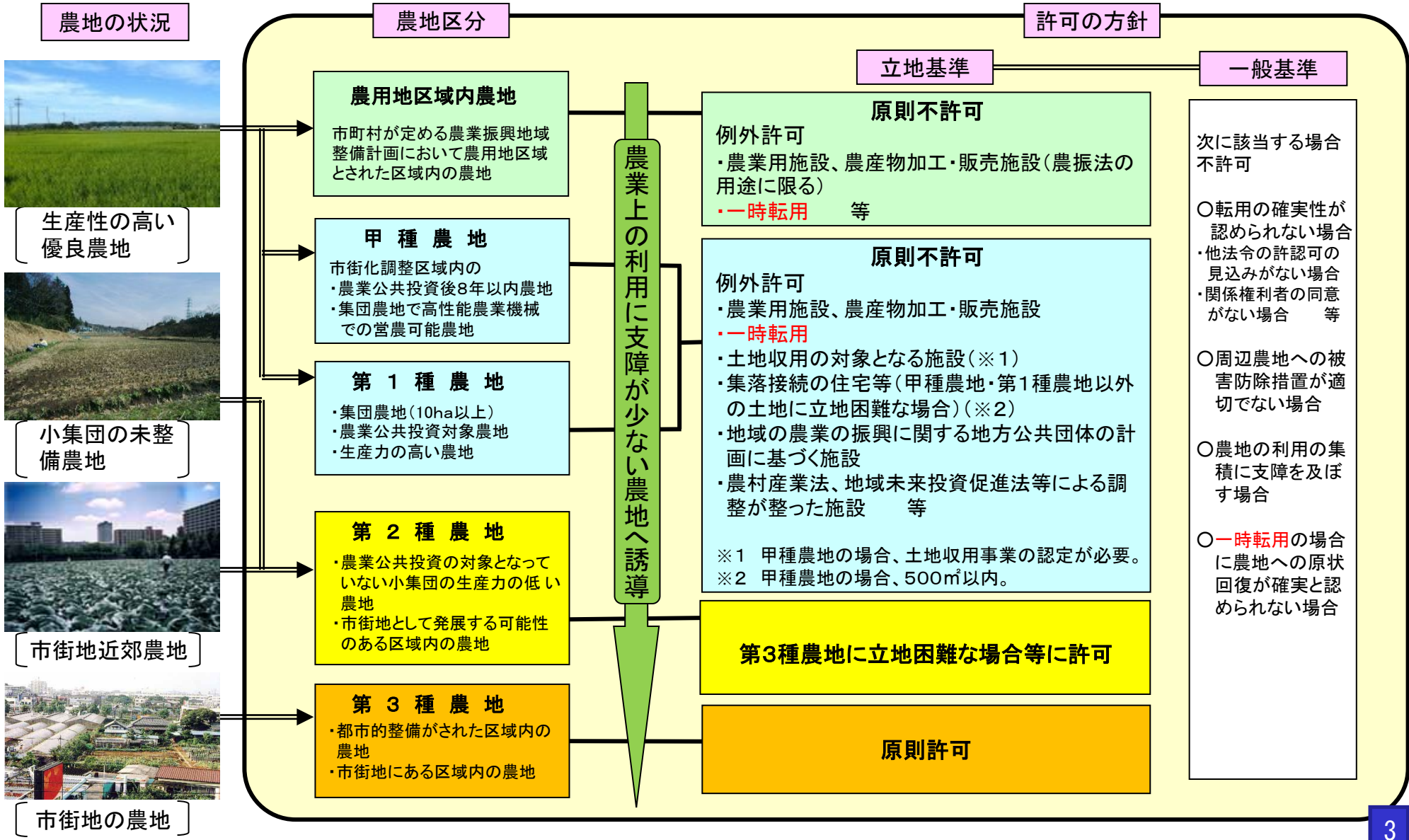
### 市街化区域内(届出制)



	許可が必要な場合	申請者	許可権者
第4条	農地を転用する場合 (自己転用の場合)	転用者 (農地所有者等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事</li> <li>・ 指定市町村の長</li> </ul>
第5条	転用するために農地又は採草放牧地の権利の設定移転をする場合	譲渡人と譲受人	〔4ヘクタール超の農地転用は農林水産大臣に協議〕

# 農地転用許可基準の概要 - 農地法(昭和27年制定) -

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。



## 「営農型太陽光発電」とは

一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいう。



## 営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容

### ① 一時転用許可に当たり、次の事項をチェック

- 一時転用期間が一定の期間内（通常3年以内）となっているか

次のいずれかに該当するときは10年以内

- ・ 認定農業者等の担い手が下部の農地で営農を行う場合
- ・ 遊休農地を活用する場合
- ・ 第2種農地又は第3種農地を活用する場合

- 下部の農地での営農の適切な継続が確実か

#### 営農の適切な継続とは

- ・ 生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと
- ・ 下部の農地の活用状況が次の基準を満たしていること

区分	右以外の場合	遊休農地を活用する場合
基準	a. b以外の場合 平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しないこと	適正かつ効率的に利用されていること。(農地の遊休化、捨作りをしない)
	b. 市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する作物の場合 試験栽培の実績又は栽培理由書に記載した単収より減少しないこと。	

- 毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われるか
- 農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか
- 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ(最低地上高2m以上)であるか
- 地域計画の区域内の農地の利用集積等に支障がないとして協議の場での合意が得られているか 等

### ② 一時転用許可は、再許可が可能

- ・ 再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
- ・ 自然災害や営農者の病気等やむを得ない事情により、営農状況が適切でなかった場合は、その事情等を十分勘案
- ・ 当初許可時には遊休農地であっても、再許可時には遊休農地として扱わないことに留意

### ③ 年に1回の報告により、農作物の生産等に支障が生じていないかチェック

- ・ 報告の結果、営農に支障が生じている場合には、現地調査を行い、改善措置等を指導。
- ・ 一時転用許可を受けた者が当該指導に従わない場合は、是正勧告や原状回復命令等の措置。

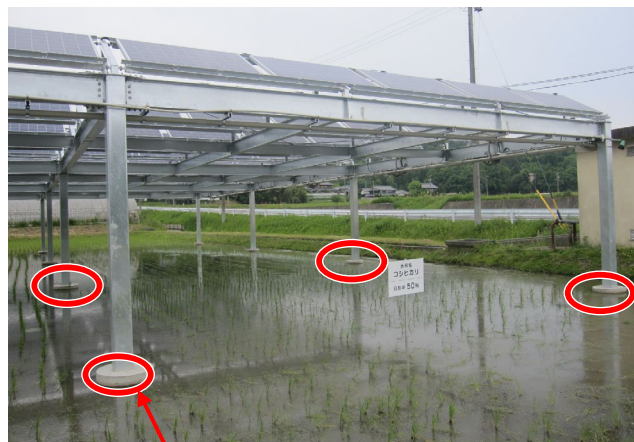




# 営農型太陽光発電の現状と課題

- 営農型太陽光発電は、**農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネルを設置し、農業生産と発電を両立する仕組み**(農地の**一時転用許可**が必要)
- 営農型太陽光発電のうち**約2割**が太陽光パネルの**下部農地での営農に支障**が発生

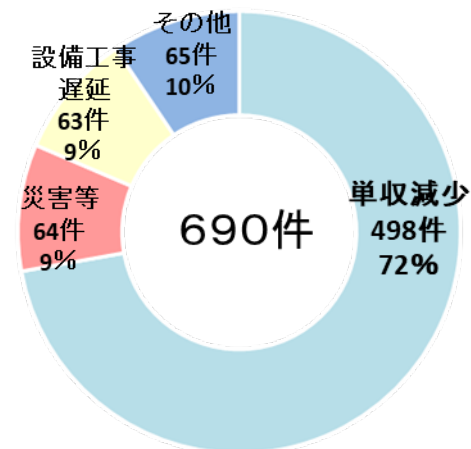
## 営農型太陽光発電のイメージ



支柱の基礎部分が、一時転用許可の対象

## 下部農地での営農への支障の割合

営農型太陽光発電設備数 (R3年度末)	3,314件
うち支障あり	690件
割合	21%



資料：農林水産省農村振興局農村計画課調べ  
注：令和3年度に許可を受けたものの多くは、施設整備が未完了であることから除外

## 不適切な営農型太陽光発電の事例

### 【事例①】



### 【事例②】



## 一時転用許可実績〔新規許可のフロー〕

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
新規許可件数	102件	351件	395件	404件	318件	475件	653件	800件	851件	4,349件
下部農地の面積	15.5ha	55.0ha	85.0ha	159.3ha	79.6ha	151.4ha	180.1ha	132.7ha	148.8ha	1,007.4ha

資料：農林水産省農村振興局農村計画課調べ

## 営農型太陽光発電事業に係る不適切事案への厳格な対応

- 有識者、自治体関係者、発電事業者等との議論などを踏まえ、①従来、局長通知で定められていた許可基準・提出資料に係る規定を法令(農地法施行規則)に明記、②制度の目的・趣旨や考え方を記載したガイドラインを作成し、令和6年4月1日に施行。
- また、農地転用の許可を受けた者が定期報告を行う仕組み及び違反転用に係る原状回復等の措置命令を履行しない事業者について公表する仕組みを法定化(令和6年6月成立)。

### 農地法施行規則

#### 1. 一時転用に関する許可基準の明記

次に掲げる事由に該当する場合は許可できない。

- ① 単収が2割以上減少
- ② 遊休農地を利用する場合において営農が行われないこと
- ③ 品質が著しく劣化
- ④ 毎年度の実績報告や収支報告が適切に行われず営農の状況が確認できないこと
- ⑤ 設備の角度や間隔からみて日照に影響
- ⑥ 支柱の高さ、間隔等からみて農業用機械の利用に支障(最低地上高2m以上)が確保されない
- ⑦ 連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みがないこと
- ⑧ 原状回復命令等を命じられていること

#### 2. 営農が適切に行われることを示す資料の提出の明記

営農型太陽光発電を目的とする場合は、以下の書類を添付。

- ① 設備に係る設計図
- ② 栽培計画、収支見込み等を記載した営農計画
- ③ 生産量に係るデータ、知見を有する者の意見等下部農地への影響の見込み及びその根拠となる書類  
(地域で栽培されていない農作物や生産に時間がかかる農作物については、自らの栽培実績又は栽培理由書)
- ④ 設備設置者が撤去費を負担することについて合意した書面
- ⑤ 毎年度、栽培実績及び収支報告を提出する旨誓約する書面

### ガイドライン

法令に規定する収量8割要件等の考え方の詳細その他具体的な運用を記載

- ① 地域計画区域内においては、農地の集積等に支障がないものとして、協議の場で合意を得た土地の区域内で実施すること。
- ② 遊休農地を利用する場合、再許可時には収量8割要件を適用すること。
- ③ 支柱部分と下部農地面積の合計が一定規模を超える場合は、都道府県機構への意見聴取や国への相談を行うこと。
- ④ 変電設備等については、原則農地以外から選定すること。やむを得ず一時転用して設置する場合は、規模及び位置が適正であること。
- ⑤ 毎年度の収支報告から、計画に沿った農業経営が行われているか確認するとともに、地域の持続的な農業生産への寄与について検討すること。
- ⑥ 営農に支障が生じているものや大規模なものについては、農地転用許可権者と国が協力して、毎年度、現地調査を実施すること。
- ⑦ 営農が適切に行われない不適切事業に対し、勧告や処分・命令を行った場合は、その情報を農水省及びFIT制度担当部局へ連絡、農水省は当該情報をデータベース化して地方公共団体と共有すること。

# ○太陽光発電設備を設置するための農地転用許可実績について

(単位: 件、ha)

年度	合 計		農地全体を転用して 設置する方式 (営農を廃止)		営農を継続しながら発電する方式 (営農型発電設備) ※再許可を除く			(参考) 営農型発電設備の再許可(左の外数) (一時転用許可期間の更新)		
	件数	転用面積	件数	転用面積	件数	転用面積 (支柱部分)	下部農地面積	件数	転用面積 (支柱部分)	下部農地面積
平成23年度	18	0.7	18	0.7						
平成24年度	1,152	263.9	1,152	263.9						
平成25年度	6,388	1,351.6	6,286	1,351.4	102	0.2	15.5			
平成26年度	12,281	2,268.0	11,930	2,267.6	351	0.4	55.0			
平成27年度	9,827	1,581.3	9,432	1,580.8	395	0.5	85.0	4	0.005	0.37
平成28年度	9,713	1,555.9	9,309	1,554.9	404	1.0	159.3	102	0.1	21.3
平成29年度	8,296	1,250.0	7,978	1,249.5	318	0.5	79.6	362	0.4	53.0
平成30年度	11,580	1,696.3	11,105	1,695.5	475	0.8	151.4	347	0.3	76.6
令和元年度 (平成31年度)	12,909	1,983.7	12,256	1,981.8	653	1.9	180.1	409	0.9	165.2
令和2年度	11,108	1,467.9	10,308	1,467.4	800	0.5	132.7	633	0.8	125.2
令和3年度	7,152	981.5	6,301	980.9	851	0.6	148.8	630	0.9	131.2
合 計	90,424	14,400.8	86,075	14,394.4	4,349	6.4	1,007.4			

農林水産省農村計画課調べ

注1 「農地全体を転用して設置する方式」については、平成23年4月から調査を実施。

2 「営農を継続しながら発電する方式」については、平成25年度から調査を実施。

3 「下部農地面積」については、営農型発電設備の下部の農地の面積。

4 令和3年度に、令和2年度末までの件数・面積について精査した結果、一部修正を行っている。



# 営農型太陽光発電設備の許可件数等の推移

- 営農型太陽光発電設備の設置については、平成25年3月に通知を発出し、農地転用許可の取扱いを明確化。
- 新たに農地の一時転用許可を受けた件数の推移をみると、ほぼ毎年、増加傾向で推移しており、令和3年度には、過去最高の851件の許可が行われた。

【営農型発電設備を設置するための農地転用許可件数(年度毎)】

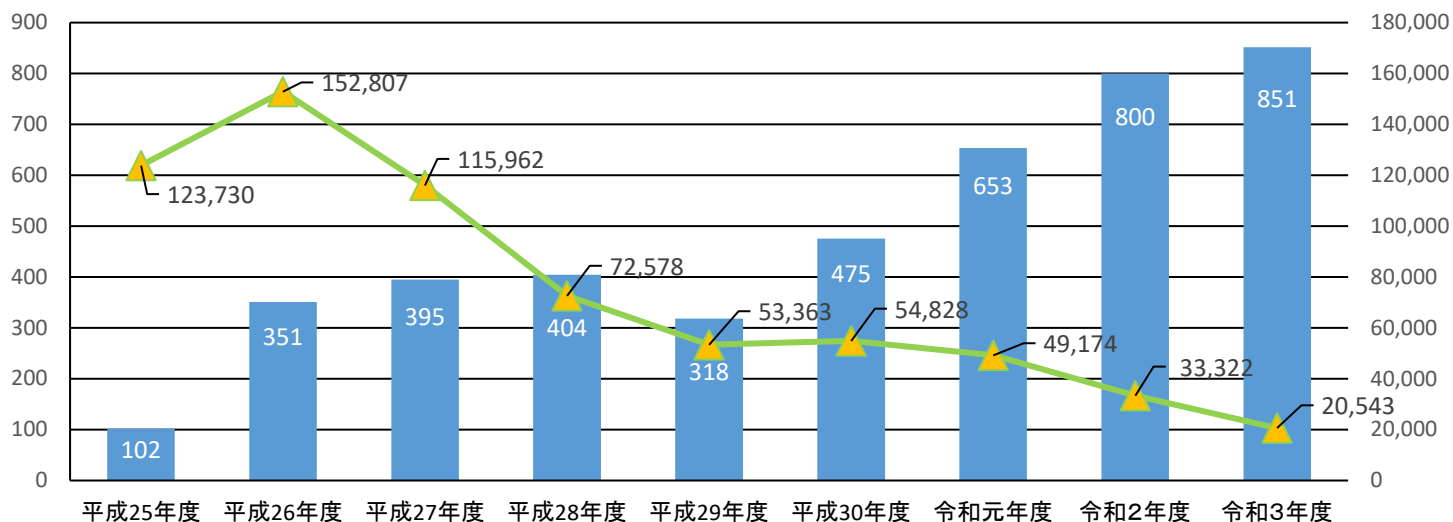
	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
新規許可件数	102件	351件	395件	404件	318件	475件	653件	800件	851件	4,349件
下部農地の面積	15.5ha	55.0ha	85.0ha	159.3ha	79.6ha	151.4ha	180.1ha	132.7ha	148.8ha	1,007.4ha

(参考)再許可分(上の外数)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
再許可件数	-	-	4件	102件	362件	347件	409件	633件	630件	2,487件
下部農地の面積	-	-	0.37ha	21.3ha	53.0ha	76.6ha	165.2ha	125.2ha	131.2ha	573.0ha

(許可件数)

(太陽光設備(非住宅)の導入件数)



(注1) 経済産業省資料(電源別のFIT認定量・導入量の「設備導入量(運転を開始したもの)」のうち、「太陽光(非住宅)」の件数を抜粋。)

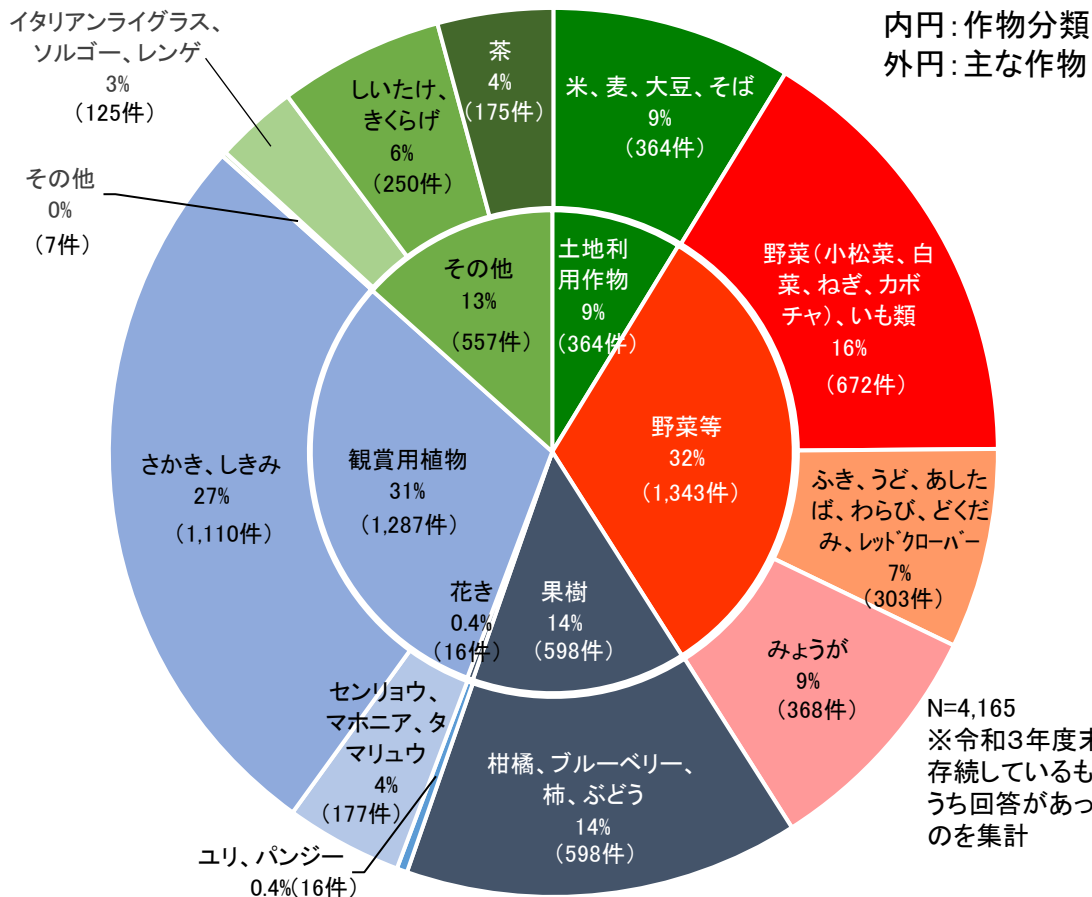
(注2) 過年度分の実績についても精査を行い、数値を修正している。

# 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物

- 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物の分類をみると、野菜等が32%(1,343件)と最も多く、次いで、観賞用植物が31%(1,287件)、果樹が14%(598件)の順に多い。
- 主な作物別にみると、さかき、しきみが27%(1,110件)、みょうがが9%(368件)となっており、太陽光パネルにより遮光することを前提とした特徴的な作物が多く栽培されている。
- 営農型太陽光発電設備の設置に当たり、栽培作物を変更したものが76%(3,154件)となっており、パネル下での営農を前提に作物を選択していることがうかがえる。

【下部農地での栽培作物】

作物分類	主な作物	件数(割合)	作物変更の件数
土地利用作物	米、麦、大豆、そば	364 (9%)	98
野菜等	野菜(小松菜、白菜、ねぎ、かぼちゃ等)、いも類	1,343 (32%)	1,142
	うち特徴的な作物 みょうが、ふき、うど、あしたば、わらび、どくだみ、レッドクローバー	671(16%)	608
	うちみょうが みょうが	368(9%)	341
果樹	柑橘、ブルーベリー、柿、ぶどう	598 (14%)	430
花き	ユリ、パンジー	16 (0.4%)	11
観賞用植物	さかき、しきみ、せんりょう、たまりゅう等	1,287 (31%)	1,149
	うちさかき・しきみ さかき・しきみ	1,110 (27%)	1,000
その他	—	557(13%)	324
	うち牧草 イタリアンライグラス、ソルゴー、レンゲ	125(3%)	53
	うちきのこ類 しいたけ、きくらげ	250(6%)	227
	うち茶 茶	175(4%)	44
	合計	4,165(100%)	3,154



※「作物変更」とは、営農型発電設備の設置に当たり、同農地での栽培作物を変更したものを指す。